

# つけましたか？住宅用火災警報器



近年住宅火災の死者は建物火災全体の約9割にものぼり、このうち約7割が逃げ遅れによるものとなっています。このことから全国で住宅用火災警報器の設置が義務化され、留萌市・小平町でも新築の住宅はすでに義務化されています。また、既存の住宅についても平成23年6月1日までに住宅用火災警報器を設置するよう義務付けられています。

火災の早期発見は生命、身体、財産を守る上で非常に大切です。自分の家は大丈夫ではなく、もし火災が起きたらの事を考え設置をお願いします。

住宅用火災警報器の設置場所は留萌市・小平町では寝室として使用している部屋と階段の天井部分となっています。



# 放火による火災を防ぐために



放火による火災は、深夜もしくは人目の付かない場所から発生します。放火による火災を防ぐため家のまわりには燃えやすい物を置かないなどの「放火されない環境づくり」が大切です。

## 放火を防ぐポイント！

家のまわりに燃えやすいものを置かない。

物置・車庫には鍵を

ゴミは収集日に

地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう

このほかにも

- ・車から降りるときは鍵をかける。
- ・防災処理された車両ボディーカバーを使用する。
- ・アパート、マンションの階段には燃えやすい物を置かない。
- ・旅行時はご近所にひと声かける。などにご注意！



### 紙面に対するお問い合わせは

留萌消防組合消防署 予防課  
 電話 0164-42-2211 直通 0164-42-2296  
 留萌消防組合小平支署 予防係  
 電話 0164-56-2221  
 留萌消防組合鬼鹿支署  
 電話 0164-57-1253



地域では、お年寄り家庭へ「防火アドバイスを」

# 春の火災予防運動 (4月20日(日)～4月30日(水))

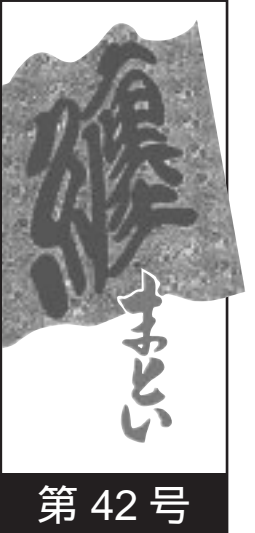
《全国统一標語》

『火は見てる あなたが離れる その時を』

《留萌消防組合テーマ》

『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴



第42号



春の火災予防運動が実施されます

4月20日(日)から4月30日(水)までの間

「火は見てる  
あなたが離れる  
その時を」

を統一標語に春の火災予防運動が実施されます。火災が発生しやすい季節を迎えました、陽気に誘われ出かけの機会が多くなるこの季節、火に対する警戒心がおろそかにならないよう事業所内、家庭内で話し合いました。

## 7つのポイントとは...

### 3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる  
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。  
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

### 4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。  
寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎品を使用する。  
火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。  
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



平成20年危険物取扱者試験準備講習会開催のお知らせ

平成20年第1回危険物取扱者試験が5月8日(日)に実施されますが、受験される方を対象に危険物取扱者試験準備講習会を次のとおり開催します。希望される方はお申し込み下さい。

### 講習日

平成20年5月12日(月)から5月15日(木)までの4日間で実施します。

### 講習申込先

留萌危険物安全協会  
(留萌消防署予防課保安係) まで。

### 問い合わせ先

留萌消防署予防課保安係にお問い合わせ下さい。

TEL 42-2295



外出前・おやすみ前の防火点検を習慣づけましょう。